

国立大学法人和歌山大学における実験廃棄物等の管理及び処理に関する要項

制 定 平成12年 6月30日

最終改正 令和 5年 3月29日

(目的)

第1 この要項は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）並びに浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）において排出する実験廃棄物及び排水（以下「廃棄物・排水」という。）の管理及び処理について必要な事項を定め、環境の維持保全に努めることを目的とする。

(定義)

第2 この要項における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「実験廃棄物」とは、実験に伴って生じた固体廃棄物、濃厚廃液（1次洗浄排水及び2次洗浄排水を含む。）、3次以降の希薄な洗浄排水（以下「一般実験排水」という。）、気体状廃棄物及び実験に伴って排出される破損器具・空試薬瓶・その他のゴミをいう。
- (2) 「生活排水」とは、人の飲食によって生じる排水及びトイレ、洗面流しからの洗浄排水をいう。
- (3) 「排水」とは、一般実験排水及び生活排水を公共用水域に排出する水をいう。
- (4) 「部局」とは、本学組織規則に定める事務局、学部等及び附属機関をいう。
- (5) 「部局長」とは、前号に掲げる部局の長をいう。

(管理責任者)

第3 本学における廃棄物・排水の管理責任者は、国立大学法人和歌山大学安全衛生委員会化学物質管理部会座長（以下「管理部会座長」という。）とする。

- 2 管理責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう特別管理産業廃棄物管理責任者とする。
- 3 管理責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の業務を適正に遂行する。

(管理担当者)

第4 管理部会座長が必要と認めるときは、部局に実験廃棄物管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置くことができる。

- 2 前項の管理担当者は、管理部会座長の推薦に基づき所属部局長が指名するものとする。
- 3 管理担当者は、当該部局における実験廃棄物の管理に関する業務を行う。

(取扱責任者)

第5 研究室又は実験室（以下「研究室等」という。）に一時保管する実験廃棄物取扱責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、当該研究室等における実験廃棄物の管理に関する業務を行う。
- 3 責任者は、管理担当者に当該研究室等における実験廃棄物の管理に関して報告を行う。

(濃厚廃液等の保管責任者)

第6 危険物倉庫に保管する濃厚廃液及び固体廃棄物（以下「濃厚廃液等」という。）の保管責任者は、管理部会座長とする。

(処理施設の責任者)

## 実験廃棄物等の管理及び処理に関する要項

第7 本学に設置する一般実験排水処理施設及び生活排水処理施設（以下「処理施設」という。）には、その管理に関し徹底を期するため、責任者を置く。

2 一般実験排水処理施設の運営責任者は、管理部会座長とする。

3 一般実験排水処理施設の管理責任者並びに生活排水処理施設の管理及び運営責任者は、施設整備課長とする。

（浄化槽技術管理者）

第8 本学に設置する生活排水処理施設（処理対象人員501人以上の浄化槽）には、当該施設の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、浄化槽技術管理者を置く。

2 浄化槽技術管理者は、浄化槽法に規定する資格を有する者のうちから学長が任命する。

3 浄化槽技術管理者は、浄化槽法に基づき業務を適正に遂行する。

（検査及び報告）

第9 一般実験排水処理施設及び生活排水処理施設の排出水の処理状況の定期検査は、施設整備課長が行うものとし、その結果を専門部会長に報告しなければならない。

2 管理部会座長は、前項による定期検査の結果を国立大学法人和歌山大学安全衛生委員会化学物質管理部会（以下「管理部会」という。）に報告しなければならない。また、当該検査の終了後5年間これを保存しなければならない。

（緊急時における管理部会座長の権限）

第10 管理部会座長は、処理施設に流入する一般実験排水及び生活排水に、不適当な物質が含まれている場合は、排出源を調査した上、当該排水の取扱責任者等に対し排出を直ちに停止させることができる。

2 管理部会座長は、危険物倉庫に不適当な濃厚廃液等が搬入された場合は、直ちに搬入を停止させることができる。

3 管理部会座長は、前2項による措置を講じた場合は、速やかに国立大学法人和歌山大学安全衛生委員会に報告するものとする。

（取扱手引）

第11 廃棄物・排出水の取り扱いについては、「和歌山大学実験廃棄物等取扱の手引」（以下「取扱手引」という。）で定める。

（遵守義務）

第12 廃棄物・排出水の管理及び処理にかかわる者は、この要項及び取扱手引を遵守しなければならない。

（業務処理）

第13 濃厚廃液等の保管及び処理に関する業務は、当該部局において処理する。

（雑則）

第14 この要項に定めるもののほか、廃棄物・排出水の管理及び処理に関し必要な事項は、管理部会の議を経て、管理部会座長が定める。

附 則

この要項は、平成12年6月30日から施行する。

附 則（平成13年2月28日一部改正）

この改正要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日：法人和歌山大学規程第160号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第776号）

この改正要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1075号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2573号）

この改正要項は、令和5年4月1日から施行する。